

令和3年度第1回さいたま市発達障害者支援地域協議会会議録

日 時：令和3年8月26日（木）15:00～16:35

会 場：オンライン会議

次 第

1. 開 会
2. 議 題
 - 発達障害に関する周知・啓発活動の報告について（かかりつけ医研修、講演会）
 - 潤いファイル使い方ガイドブックについて
3. そ の 他
 - 障害者差別解消法の改正について
4. 閉 会

配布資料

- ・ 令和3年度第1回さいたま市発達障害者支援地域協議会 次第
- ・ 令和3年度さいたま市発達障害者支援地域協議会 委員名簿
- ・ 資料1 「発達障害に関する周知・啓発活動の報告について（令和2年度実績）」
- ・ 資料2-1 「潤いファイル使い方ガイドブックについて」
- ・ 資料2-2 「潤いファイル使い方ガイドブック（素案）」
- ・ 資料2-3 「潤いファイル 修正案」
- ・ 資料3 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）の改正について」
- ・ 参考資料1 「さいたま市発達障害者支援地域協議会設置要綱」
- ・ 参考資料2 「かかりつけ医等対応力向上研修」レジュメ
- ・ 参考資料3 「かかりつけ医等発達障害対応力向上研修」テキスト

出席者

委 員・・・葉石委員、西村委員、関根委員、小島委員、竹田委員、長谷部委員、田村委員、黒田委員※、小峯委員、吉原委員※、工藤委員代理（宇土委員）、石井委員、野上委員

※書面参加

事 務 局・・・障害政策課長、障害政策課ノーマライゼーション推進係長、障害政策課

欠 席・・・なし

1 開 会

（事務局）

それでは、定刻となりましたので開始いたします。私は、障害政策課長の竹内と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

本日は、委員改選後、初めての委員会となっております。後ほど会長が選出されるまでの間、私が進

行役を務めさせていただきますので、どうぞよろしく申し上げます。

開会に先立ちまして、福祉部長の永島より御挨拶申し上げます。

(福祉部長)

皆様、こんにちは。さいたま市保健福祉局福祉部長の永島でございます。

本日は、皆様大変お忙しい中、令和3年度第1回さいたま市発達障害者支援地域協議会に御出席いただき誠にありがとうございます。

また、本協議会の委員を快くお引き受けいただき心より感謝申し上げます。

さて、本協議会は、平成28年に改正された「発達障害者支援法」に規定されておりました。発達障害者の支援体制に関する課題について情報を共有し、関係者等の連携の緊密化を図っていくことを目的として設置しております。年2回程度の開催を予定しておりますので、よろしく願いいたします。

近年の協議会では、発達障害に関する啓発の実績や、発達障害者支援センターでの支援の状況、また、市東部地域に新設を予定されています療育機能についてなど、関係機関における取組の成果や課題について情報共有し、連携を図るとともに、委員の皆様から数多くの大変貴重な御意見をいただいているところでございます。

本市といたしましては、皆様からいただいた御意見をもとに、乳幼児期から成人期まで、ライフステージを通じた切れ目のない支援の充実に、より一層努めてまいりたいと考えております。

今期の委員をお引き受けいただきました皆様におかれましては、引き続き、御理解と御協力を賜りますよう申し上げます。簡単ではございますが、私からの挨拶とさせていただきます。

本日はどうぞ、よろしく願いいたします。

(事務局)

部長の永島につきましては公務の都合により、ここで退席させていただきます。

それでは、まず、本日の委員の皆様の出席状況でございますが、オンラインでの出席委員11名、書面での出席委員2名でございます。欠席委員はおりません。

続きまして、お手元の資料の確認をさせていただきたいと存じます。事前に郵送しておりますが、資料は、10点でございます。

- ①令和3年度第1回さいたま市発達障害者支援地域協議会 次第
- ②令和3年度さいたま市発達障害者支援地域協議会委員名簿
- ③資料1「発達障害に関する周知・啓発活動の報告について（令和2年度実績）」
- ④資料2-1「潤いファイル使い方ガイドブックについて」
- ⑤資料2-2「潤いファイル使い方ガイドブック（素案）」
- ⑥資料2-3「潤いファイル」修正案
- ⑦資料3「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）の改正について
- ⑧参考資料1「さいたま市発達障害者支援地域協議会設置要綱」
- ⑨参考資料2「かかりつけ医等対応力向上研修」レジュメ
- ⑩参考資料3「かかりつけ医等発達障害対応力向上研修」テキスト

以上、10点でございます。お手元に10点ございますでしょうか。説明を進めさせていただきます。

次に、会議の公開についてお断りを申し上げます。

本協議会につきましては、さいたま市情報公開条例第23条の規定により、原則公開することと規定されております。

本日傍聴を希望する方がいらっしゃる場合は、ここで傍聴の許可をいただくところですが、現在のところ傍聴希望の方はいらっしゃいませんので割愛させていただきます。

ここで、皆様にお願いがございます。

本日は、多くの方にオンラインで御参加いただいておりますので、御自身が発言をする時以外は、ミュートにさせていただくようお願いいたします。会議の進行上、事務局にて、ミュートの設定・解除をさせていただくこともございますので、御了承ください。

また、御発言いただく際は、実際に挙手していただく又は挙手ボタンを押すなどしたうえ、会長からの指名後に御発言ください。その際、どなたが発言されたかわかるように、お名前を仰っていただけると幸いです。

それでは、ただ今より令和3年度第1回さいたま市発達障害者支援地域協議会を開会させていただきます。

続きまして、今年度は委員の改選がございましたので、改めまして、皆様に自己紹介をお願いしたいと

存じます。事務局から名簿の順にお名前を申し上げますので、よろしくお願ひします。

～委員自己紹介～

～事務局自己紹介～

なお、本日は障害者総合支援センターから遠山が出席する予定でございましたが、公務のため申し訳ありませんが欠席とさせていただきます。

本日は、委員改選後の1回目の協議会となりますので、会長が選出されておられません。さいたま市発達障害者支援地域協議会設置要綱第6条第1項に基づき、委員の皆様の互選により会長を選出することとされておりますが、どなたか御推薦がございましたら、挙手をして御指名いただきたいと思ひます。

(竹田委員)

私は、本協議会の前会長として、これまで協議会の進行やとりまとめに御尽力され、発達障害に関する知識が豊富な葉石委員に会長をお願いしてはどうかと思ひますが、いかがでしょうか。

(事務局)

ありがとうございます。ただ今、竹田委員から葉石委員を会長にという御発言がございましたが、皆様いかがでしょうか。

～異議なし～

よろしいでしょうか。それでは葉石委員、会長をお引き受けいただけますでしょうか。

(葉石会長)

謹んでお引き受けいたします。

(事務局)

ありがとうございます。それでは、本協議会の会長は葉石委員をお願いしたいと存じます。

恐れ入りますが、以降の進行については、葉石会長をお願いしたいと存じます。よろしくお願ひします。

(葉石会長)

承知致しました。それでは進めさせていただきたいと思ひます。皆様宜しくお願ひいたします。

それでは議事に入る前に、会長職務代理者の指定をさせていただきたいと存じます。

さいたま市発達障害者支援地域協議会設置要綱第6条第3項には「会長に事故あるときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する」とあります。

本日この場にはいらっしゃいませんが、さいたま市の発達障害者施策や本協議会の経緯と現状をよく御存じの黒田委員を職務代理者をお願いしたいと思ひますが、皆様いかがでしょうか。

～異議なし～

特に御異議無いようですので、その様にしたいと思ひます。

それでは、事務局から黒田委員にお伝えをお願いいたします。

それでは、次第に沿ひまして議事の進行をさせていただきます。

まず、議題の1、「発達障害に関する周知・啓発活動の報告について」事務局より御説明をお願いいたします。

2 議 題

【議題1】発達障害に関する周知・啓発活動の報告について（かかりつけ医研修・講演会）

(事務局)

障害政策課の増田と申します。議題1、発達障害に関する周知・啓発活動について、御説明させていただきます。

それでは、資料1を御覧ください。A4縦の資料となっております、ページ番号は下部中央に記載しております。

資料1ページ、かかりつけ医等発達障害対応力向上研修について御報告いたします。まず、概要についてですが、(1)本研修の目的といたしまして、発達障害の早期発見・早期支援の観点から、発達障害者等が日頃受診する診療所の主治医等の医療従事者などに対して、発達障害に関する国の研修の内容を踏まえた研修を実施し、どの地域においても一定水準の発達障害への対応を可能とすることでございます。

続きまして、(2)内容ですが、国立精神・神経医療研究センターで実施している、3つのコースの研

修内容を踏まえたものとされており、国の各研修を受講した医師が、各地域に研修内容を持ち帰り、地域の実情に応じて地域の医師に各研修を実施することとされており。

続きまして、(3) 修了証書の交付等についてですが、研修修了者に対して修了証を交付するとともに、研修修了者の名簿を作成し、その情報を市町村や発達障害者支援センターなどの関係機関に配布することで、地域の発達障害医療体制の推進並びに管内の発達障害者及びその家族等の受診の利便性に資するものとされています。埼玉県及びさいたま市では、名簿の掲載へ同意を得た方について、県内の市町村及びさいたま市障害者総合支援センター、保健所へ情報提供しております。

続きまして、資料2ページ、2. さいたま市での実施状況について御説明いたします。さいたま市では、平成28年度より埼玉県との共催で実施しておりまして、例年1～2コースの研修を実施しております。

平成30年度からは、2コース中1コースについて、必要経費をさいたま市でも予算化し、講師選定や会場確保などを行っております。なお、令和2年度に関しましては、新型コロナウイルスの影響により、埼玉県では開催せず、さいたま市での1回みの開催となりました。

次に、昨年度の開催実績について報告いたします。令和2年度は、国研修メニューのうち「発達障害者支援研修：指導者養成研修パートⅢ」の伝達研修として、さいたま市総合療育センターひまわり学園 参事 後藤 晴美先生に講師を務めていただき、幼児期の療育から成人期の過ごし方まで、様々な年代に渡る支援のあり方について講義しました。

研修は、新型コロナウイルスの影響を鑑み、動画配信によるオンライン形式で実施し、令和3年2月8日(月)から2月22日(月)の期間で、さいたま市公式YouTubeチャンネルにて配信しました。この期間内に162人の方が研修を受講され、その内46人の方が市内の医療機関関係者でした。

なお、こちらの研修につきましては、さいたま市が費用負担した研修の為、参考に使用したテキストを参考資料2及び参考資料3としてお配りしておりますので、後程御覧ください。

次に研修のアンケート結果について御報告いたします。左の円グラフを御覧ください。参加者の診療科目について、小児科が最も多く59%、続いて学校医が19%、精神科医が11%、その他が11%という結果となりました。その他といたしましては、内科、眼科、産婦人科など様々な先生方に御参加いただきました。令和元年度から埼玉県と協議のうえ学校医の先生方にも本研修について、周知しておりまして、今年度以降も引き続き周知を行っております。

続きまして、右の円グラフ「理解度」という項目ですが、ほぼ理解できたと答えた方が42%、まあまあ理解できたと答えた方が28%、理解できたと答えた方が30%という結果になりました。

次のページの3ページにございますように、受講者の声といたしまして、「先生の率直な意見が時々織り込まれていたのがよかった」、「発達障害児の支援は、長期的な目線で関わることが必要であると改めて実感した」といった御意見のほか、「もっとこういった受講の機会があるといい」、「早産児や周産期異常のある児に関する情報もあるといい」といった御要望もございました。

今年度のかかりつけ医研修といたしましては、国研修メニューにおける「発達障害者支援研修：指導者養成研修パートⅠ」及びパートⅡの2コースを開催する予定でございます。

今年度も動画配信によるオンライン研修を予定しており、パートⅠについては、埼玉県立精神医療センター 牧野 和紀先生を講師にお迎えし、9月下旬から動画を配信する予定です。パートⅡについては、昨年度同様に、総合療育センターひまわり学園参事の 後藤 晴美先生を講師にお迎えし、12月頃に開催予定でございます。

続きまして、資料3ページ下段、「令和2年度 発達障害に関する講演会」について御報告いたします。

令和元年度は、新型コロナウイルスの影響により開催中止となりましたが、令和2年度については、元年度に開催を予定していた内容で、動画配信によるオンライン形式で実施しました。

具体的には、近畿大学九州短期大学 通信教育部 兼任講師 白石 京子氏を講師にお招きし、「乳幼児発達と保育の支援～発達障害のある子どもの就学支援に焦点をあてて～」をテーマとして講演いただきました。

例年200名程度の参加ですが、動画配信形式ということもあり、622名の方のお申込みをいただき、動画は739回再生されております。

資料4ページ、「3 アンケート結果」についてでございます。左側の円グラフが、講演の役立ち度でございます。大いに役立つと回答された方が37.1%、役立つと回答された方が59.6%であり、合計すると96.7%の方に役立つと御回答いただけました。

右側の円グラフが理解度でございます。よく理解できたと回答された方が51.3%、まあまあ理解できたと回答された方が47.6%であり、合計すると、98.9%の方が理解できたと回答されました。

次に下段の棒グラフが参加者属性でございます。参加者のおおよそ半数である47%の方が幼稚園・保育園の職員であり、これは、就学支援に焦点を当てるといったテーマが未就学児の支援を行う職員の関心を

高めたものと考えております。次いで、障害児福祉サービス事業所の職員が14%、障害のある方の御家族が12%となっております。

右側の円グラフが参加者の年代でございますが、40代の方が最も多く37.1%、次いで50代の方が23.6%、30代の方が17.6%、20代の方が13.5%、60代の方は7.1%、70代の方は1.1%となっております。

参加者の属性と含めて考えますと、40～50代の受講者が多いことについては、保育園や幼稚園で管理・監督職にあるようなベテラン職員となっているような方の参加が多かったものと推測しております。

次に、資料5ページでございますが、御参加いただいた方からは、「コロナ禍で研修が少なくなる中、オンラインで受講できてよかった」という声や「オンラインで自分の都合に合わせて視聴したり、大事なところは繰り返し見ることができる」といった、オンラインに対する評価をいただいたほか、「学生時代に学んだことではあるが、現場に出ている今だからこそ知りたい内容だった」といったように、日々、現場で働く中で、実際の例をイメージしながら視聴してくださった意見もありました。

最後に、お配りした資料にはございませんが、共有の画面を御覧ください。発達障害のある方が新型コロナウイルスのワクチンを接種する際に、どのような手順で行われるかを示した視覚支援ツールを、本日御参加いただいております、竹田委員御所属の埼玉県自閉症協会から御提供いただきました。本市では、市ホームページでの紹介のほか、各区役所での集団接種会場等において貸し出しを行っております。皆様に御紹介させていただくとともに、この場をお借りして、改めて御礼申し上げます。

説明は以上でございます。よろしく申し上げます。

(葉石会長)

ありがとうございました。

ただいまの事務局の報告について、何か御意見、御質問などはございますでしょうか。

竹田委員、お願いいたします。

(竹田委員)

埼玉県自閉症協会の竹田です。視覚支援ツールの御紹介の方も、どうもありがとうございました。

それから議題にありますように、研修ですとか、講演の方も開催していただきまして、本当にありがとうございます。

このかかりつけ医等発達障害対応力向上研修ついてちょっとお話をと思うのですが、配っていただいた参考資料2の方の研修レジュメの方を拝見させていただきました。

この研修は国の研修を受けた医師による伝達研修の方式ということで、伝達役を担われているお医者さんのお考えが入る、というのは当然かと思えますし、私ども親の立場で意見を申し上げるのは筋違いかかなと思う部分もありますが、配られているレジュメの2ページ目の「発達障害とは」という所に「発達の凸凹+特別な配慮、かつ薬物療法が必要であれば発達障害」、それから「発達の凸凹+特別な配慮、かつ薬物療法は不要なら=個性的・ユニーク・不思議ちゃん」という記述がございます。

私どもの会としては、この記述にあります特別な配慮、それから薬物療法が必要とか不必要という観点で発達障害であるか否かを決定してしまうというのは、違うのではないかなというふうに思っているのと、その表現にあたって、こちらに書いてありますように個性的、ユニーク、不思議ちゃんというふうに表されてしまうのはちょっと心外だなというふうに思っている所があります。これは発達障害があるにも関わらず、例えば特別な配慮とか、薬物療法が特に必要なかったら「お宅のお子さんは個性的ですよ」、というふうにされてしまう可能性があるという事だと思っております。発達障害かもしれないと悩んで、やっとの思いで医療に繋がった保護者とそのお子さんに対して、ちょっとこの表現はあまりにも失礼ではないかなというふうに感じる所があります。親子が医療に繋がるというのは、目に見えない本当に非常に高いハードルがあります。そのハードルを、やっとの思いで越えてきたのにその先で、こういう考えで個性的だから、とされてしまえば、「自分の思いは徒労に過ぎなかったのか」と保護者は安心されて、二度と医療に繋がらないという事になってしまいかねません。

子ども達も年齢を重ねれば重ねるほど「病院なんか行きたくない」となってしまう再度受診する事すら叶わないなどの他、私どもの会の方にも成人されてからお悩みになって、お問い合わせされてくる方の中には、幼少期に医師にこういった発言をされて、「個性なら心配ないと思った」とか、「はっきりと診断されていなかったから」という方が非常に多くいらっしゃるんですね。それだけ医師の言葉というのは重みがあります。

今回のようにかかりつけ医等発達障害対応力向上研修として、「日頃より受診する診療所の主治医等の医療従事者に対して、どの地域においても一定水準の発達障害への対応を可能とする事を目的とする」、

という事であれば、こういった発達障害についての考え方が地域の先生方に浸透してしまうというのは、私どもとしては甚だ遺憾に思っております。もちろん、実際の研修でどの様にお話をされたかまではわからないので、何とも言えないところは正直ございます。それでもこういうふうなレジュメとして、文字として残ってしまって、後でお医者さんが何度でも見返せるという形になっているので、研修前にしっかりとチェックをしていただければなというふうに、切に願うところです。すみません、よろしく願いいたします。

(葉石会長)

ありがとうございました。今私も目を通して、確かに文字でこういう物が残るといような事については影響力というのをよく考えれば、十分注意が必要なところだな、というふうに率直に感じる所です。確かに竹田委員も今おっしゃったように、これについてどういう説明をした上での話だったかという事が総合的には確かに大事な点だとは思いますが、おっしゃる通りでございますので、こういったような表現というものについて、特に非常に大事な研修の機会に伝える内容としては、本来であればよく吟味されるべき内容であるのはおっしゃる通りかと思えます。

この点について何か補足をしていただける方というのはいらっしゃいますか。一応ひまわり学園の方から委員として小峯委員に参加していただいておりますが、いかがでしょうか。

はい。工藤委員代理、お願いいたします。

(工藤委員代理)

すみません、代理出席させていただきますひまわり学園の所長の工藤です。私の方からよろしいでしょうか。

不思議ちゃんという表現が、この資料の中で説明しながらということで、後藤先生としても、その都度比喩を使っているような言葉での記述だったのかもしれませんが、ただそういう事に対して、言葉の使い方というところに関して、やはりその色んな捉え方があるというところが、よくわかりました、本当に失礼いたしました。

今後につきましても、後藤先生に御講演をお願いしようかなというように思っております。こうした御意見があったことは戻って伝えまして、再度対応していきたいと思っておりますのでよろしく願いいたします。

(葉石会長)

ありがとうございました。私も授業とかですね、話をする機会がある立場上、非常にこういう点について、やはりちょっと自分の行動も見直していかなければいけないな、と改めて思わせていただきました。ありがとうございました。

他いかがでしょうか。

(小峯委員)

すみません。小峯ですけれども、よろしいでしょうか。

(葉石会長)

はい、お願いいたします。

(小峯委員)

私これ実際に視聴させていただいているので、この時の後藤先生のおっしゃりたかった意図についてなんですけれども、先程の竹田委員の御指摘はすごく私も勉強になりました。

後藤先生が何を意図してここにこういうふうな講演の時におっしゃったかというのと、どちらかと言うと、障害と言われるのに凄く抵抗がある、言わないで欲しい、障害と決めつけないで欲しいという感じで、外来にいらっしゃる患者様に対して、障害という言葉の使い方とか、こちらで何をもちて障害という言い方をするかというのと、患者様やご家族がそのことのために実際すごく困っているというときに、それに対して薬物も必要で、という事を障害と使います。

そうでない場合には、あえて障害・診断名とは言わずに、もう少し広く、「余裕を持ってお子さんの事を受け止めていただいて大丈夫なんですよ。」という事をお伝えするために、下の部分の個性的・ユニークという言葉を使います、というような話だったと思います。なので、凄く竹田委員の御指摘は私にも勉強になりましたので、今後注意するのは必要かなと思っておりますけれども、決して否定的な意味ではない使い

方だったと思います。

(葉石会長)

はい、ありがとうございました。発達障害であるとか、知的障害の方達の方ですね、診断上の定義というのを単純に読みますと、その障害像がはっきりと見えてこないというところが実際の所ありまして、説明上具体的な話をする、という事が必要な場面というのは私もよく経験いたします。

ただ、より具体的に話す中で、色んな受け止められ方というのはやはりあるんだ、という側面ですね、そういった事についての注意喚起としては非常に貴重な指摘だったというふうに思います。

他に御質問はありますでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、議題の1については以上にいたします。

続きまして、議題の2、「潤いファイル使い方ガイドブックについて」事務局より御説明をお願いいたします。

【議題2】潤いファイル使い方ガイドブックについて

(事務局)

議題2、潤いファイル使い方ガイドブックについて御説明いたします。

まず、潤いファイルについてですが、特別な支援を必要とする方の出生から成人後の生活に至るまでの成長の様子と、本人が教育や医療、福祉等の支援機関から受けてきた支援内容やその計画などを1冊にまとめ、本人や家族と支援者との連携を円滑にするためのコミュニケーションツールです。

本協議会の前身であります、発達障害者支援体制整備検討委員会において作成され、これまで、多くの方が就学相談をきっかけにこのファイルを手に取り、活用されてきました。

それでは、資料2-1を御覧ください。「1. ガイドブックの必要性」についてでございますが、潤いファイルは、本人(子ども)・家族・各機関の支援者が共有するものであるため、その使用に当たっては、本人をはじめ、家族や支援者全員が潤いファイルについて同じ理解と認識を持つ必要があります。しかしながら、日頃から特別な支援が必要な方への対応に慣れていない機関等においては、家族から作成の協力を求められても、「何を書いたらいいかわからない」といった御意見もあり、実際に当課においても、そういったお問合せを受けております。

そこで、潤いファイルを使い始める御本人・家族をはじめとして、御本人を取り巻く支援者においても、このファイルの使い方を理解し、有効に活用できるようになることを目的として、潤いファイルを作成したこの協議会として、新たに使い方のガイドブックを作成したいと考えているものでございます。

次に、「2. スケジュール」でございますが、本日の協議会において、皆様から御意見を頂戴した後、それを反映した上で、9月から10月頃に、ひまわり学園や各区役所支援課など、庁内の関係課に意見募集をかける予定でございます。

庁内関係課の意見を反映し、レイアウトの調整などを行い、庁内関係課の確認を経て、次回、3月17日の本協議会におきまして、確定案を御提示したいと考えております。

それでは、資料2-2を御覧ください。

本日お配りしております資料2-2は、使い方ガイドブックの素案でございます。本日御参加いただいております、さいたま市特別支援教育室の野上委員をはじめ、本市の特別支援教育相談センターの御協力をいただき、作成しました。

この場を借りて、御礼申し上げます。

委員の皆様からは、それぞれの御経験や知識から御意見をいただき、それをこの素案に反映しながら作り上げていきたいと考えておりますので、忌憚のない御意見をよろしく願いいたします。

はじめに、表紙を含め、全体のレイアウトにつきましては、文字が多く見づらいところがございます。構成や文章が固まり次第、改めて編集を行う予定でございます。

ガイドブックの構成でございますが、P2からP4までの項目1~5については、潤いファイルを使用する全ての人に向けた共通項目です。P4の項目6以降については、利用する立場別に作成したものであり、P4の6が「本人・家族編」、P6の7が「保育園・幼稚園の先生編」、P7の8が「学校の先生編」、P9の9が「障害福祉サービス事業所の職員編」となっております。

また、この潤いファイルについては、発達障害者支援地域連絡協議会にて作成しました、成人版もあることから、P10の10では、成人版の紹介となっております。

続いて、内容について御説明いたします。P2にお戻りください。「1. 潤いファイルとは」「2. 潤いファイルの目的」「3. 潤いファイルを使った情報共有」として、そもそも潤いファイルとは何かという

点について、全ての利用者へ共通の項目として説明をしています。

潤いファイルには、御本人の支援に必要なあらゆる情報が詰まっている、所謂“なんでもファイル”であり、潤いファイルの情報を共有することで、より良い支援に繋がるといったメリットを強調しています。

ここで作成に当たり留意した点ですが、特別な配慮を必要とする子どもが年齢を重ねることで、家族だけではなく、自ら潤いファイルを使用することも想定し、支援の対象となる方については「子ども」ではなく「本人」と表現することとしました。

次に、P 3「4. 支援の流れと潤いファイルの活用例」でございますが、こちらは、潤いファイルからの引用でございます。

次に、P 4「5. 潤いファイルの内容」については、潤いファイルに備え付けてある3つのシート（フェイスシート・理解シート・支援シート）について、どういった内容で、誰が記入するかを見やすく表形式にしたものです。

次に、P 4中段、「6. 潤いファイルの使い方（本人・家族編）」については、各シートの記入方法や、ファイルを使った情報共有などについて説明をしています。これまで、潤いファイルの記入例では、理解シートや支援シートの作成のタイミングまでは触れていなかったため、実際の運用を参考に、どういった時期に記入するものなのか等の説明を入れました。

P 6「(3) 潤いファイルを使った情報共有」といたしまして、本人や家族が、このファイルを提示しながら支援者に説明することについて記載しています。本人や家族を抜きに関係機関同士がやり取りをするのではなく、本人と家族が必要な支援を理解し、求めていくことの大切さも併せて、記載しています。

次に、P 6中段「7. 潤いファイルの使い方（保育園・幼稚園の先生編）」です。各シートの作成方法については、本人・家族編と同じ内容ですが、保育園や幼稚園の先生向けに特化した内容としては、就学相談を利用した方に限らず、日々の園生活の中で特別な配慮を必要とする方がいれば、潤いファイルのご紹介をしていただけるように記載しています。また、P 7「(4) 小学校への引継ぎ」でございますが、各施設から入学先の小学校に引継ぎを行った場合でも、本人や家族からも潤いファイルを使って、直接小学校に説明をするよう促してもらうこととしています。

続いて、P 7後段、「8. 潤いファイルの使い方（学校の先生編）」でございます。内容については、おおむね、保育園・幼稚園の先生編と同じでございます。ただ、通常の学級においては、潤いファイルの使用が少ないことも想定されるため、通常の学級においても、特別な支援が必要であると先生が考えた場合は、潤いファイルの使用を勧めていただけるよう、P 8「(2) 潤いファイルの作成時期」の中に記載しています。

また、同じくP 8「(3) 各シートの作成方法」においては、必ずしも支援シートの様式にこだわるのではなく、特別支援学校や特別支援学級で使用する様式、個別の教育支援計画や個別の指導計画に代えることも可能であるとしています。この点については、本人・保護者編においても同様に説明しています。

続いて、P 9、「9. 潤いファイルの使い方（障害福祉サービス事業所の職員編）」です。保育園・幼稚園や学校とは異なり、障害福祉サービス事業所での各シートの作成は想定されていないことから、各シートの作成方法については記載しておりません。本人や家族から潤いファイルを提示されたり、作成に当たっての情報提供を求められたときに、潤いファイルの目的や内容を予め理解していただくことを目的とし、潤いファイルの基本的なルールや作成について説明しています。

次に、P 10後段、「10. 高等学校卒業後の生活での活用」です。

本協議会で作成しました潤いファイルは、高校生年代までを対象としたものであり、成人期の支援を行うさいたま市発達障害者支援センターが所管する、発達障害者支援連絡協議会において、高校卒業以降の相談支援ファイルとして、成人版が作成されました。ここでは、高校卒業後、引き続き潤いファイルを利用していく方に向け、成人版の利用について御案内をしております。

以上が、潤いファイル使い方ガイドブックの素案でございます。

なお、このガイドブックの作成に当たり、潤いファイルそのものについても、ガイドブックと合わせ、よりわかりやすい表現にするなど、若干の見直しを行いました。

「資料2-3 潤いファイル修正案」を御覧ください。本文中の網掛け部分が修正を検討している箇所でございます。

まず、P 1からP 2でございますが、「お子さん」との表記を「本人」といたしました。これは、先に御説明をいたしましたとおり、御本人が年齢を重ね、家族ではなく、主体的に利用するようになった時のことを想定したものでございます。

次にP 4でございます。「保護者の皆様へ」という枠の中に、ガイドブックと同様に、潤いファイルに

とじると良い書類などを追加しました。

1枚めくっていただき、記入例P2では、必要なサポートを記載する欄の記載例として、これまでの例よりも、簡単でわかりやすく、実際に記入する方がイメージしやすいような文例としました。

次に、3枚めくっていただいて、フェイスシートP4を御覧ください。障害者手帳の交付記録の欄ですが、再交付の日付も記載できる表としました。

次に、裏面の理解シートP1からP3及び支援シートP1からP7までですが、これまで「合理的配慮」と記載していた部分を、よりわかりやすくするため、「個別の支援」という表現を追加しました。また、ページを戻っていただくのですが、支援シートの幼児期の支援シートP1ですが、表の1番左上の項目が「計画」であったところを「課題・目標」としました。これは、就学相談をしている保護者の方から「計画」の捉え方について問い合わせがあったことを受け、小学生以降の支援シートと表現を統一したものでございます。

以上が、議題2の説明でございます。よろしくお願いたします。

(葉石会長)

ありがとうございました。

ただいまの事務局の報告について、何か御意見、御質問などはございますでしょうか。

はい、西村委員お願いします。

(西村委員)

にしむらこどもクリニックの西村です。御説明ありがとうございます。最初に1つ、先に誤字があったので、フェイスシートの2ページ目の所なんですけれど、胎児というところで臍帯てん落となってますけれど、臍帯巻絡の間違いだと思しますので、そこは直してください。後ちょっとわかりづらかったのが幼児期の知恵づきというのが幼児期のところに書いてあるんですけど、これはどういう意味を指すのでしょうか。

(葉石会長)

フェイスシートの幼児期、ですね？

(西村委員)

そうですね、発育状況の下に知恵づきという書き方があって、早かった・普通・遅かったとなっているんですけど、あまり今使わないような言葉になっているので、どうなのでしょう？それともその方がわかりやすいですか？

(葉石会長)

事務局から何か御説明いただけることがありましたら、お願いします。

(事務局)

御指摘ありがとうございます。この点につきましては、わかりやすい表現とするよう検討していきたいと思しますので、御意見をいただければと思います。

(西村委員)

よろしくお願いたします。後、お伺いしたい事を続けてよろしいですか？

(葉石会長)

お願いします。

(西村委員)

潤いファイルの最初に出てきた時に、障害があり、支援が必要な方に配るという話でしたけど、さいたま市のお子さん全員に配っていただいたら、という事を前に言ったと思うんですけど、みんなが持ってもいいのかなとは思うんですね。後、もう1つが出生から成人までと、最初の所に書いてありますが、0歳から3歳ぐらいまでのところが、大分ちょっと少ないかなと。特に我々だと、保健センターなどに色々支援してもらってるようなお子さん達だと、保健センターとのやり取りがここに書いてあると、簡単に分かるのにな、という気がしました。

だから、乳児期あるいは幼児期・早期のところをもう少し膨らませていただくと良いかなど。後もう1つはもう、妊娠されたお母さん自体からもその位から厚生労働省がフォローするように言ってるので、出来れば妊娠中のお母さんの状況もわかるようなページがあると良いかなどと思いました。

後もう1つは、使い方なんですけども、支援機関へ提出するのに本人または、家族が決めますというふうになっているんですけど、実際さくら草だとかひまわりに行かれてる方、あるいは保健センターその他でフォローされているお子さん達、何人もうちに来るんですけど、どなたも1回もこの潤いファイルを見せていただいた事がないんですけど、今どのくらい潤いファイルを使われているお子さんがいらっしゃるのでしょうか。

(葉石会長)

使用実績についてですね。何か、御提供いただける情報がありますでしょうか。

はい、事務局お願いいたします。

(事務局)

潤いファイルの活用自体は、平成27年度に調査した内容なんですけれども、平成26年度の実績はありますが年間で590冊配布し、その内の517冊が教育委員会、60冊がひまわり学園等、教育センター・さくら草で配布しており、区役所での配布はわずか数冊程度となっている等、全体の9割近くが教育委員会での配布となっております。教育委員会での配布としましては、就学相談の時が多いと伺っております。また、ひまわり学園では診察の際に医師から紹介している他、通所利用者には配布していると伺っております。少し古い情報で申し訳ございませんが、このような状況です。

(西村委員)

ありがとうございます。また、各年度や何かです、どんな感じかというのを見ていただくと良いと思うんですけど、先程お話があったように保育園の先生とか、幼稚園の先生にというお話がありましたけど、今の状況だとほとんど皆さん知らないんじゃないですか。だから、配られてるのが就学時、1つの意味として発達障害が小学校から増えて来るからという事で、就学時相談でという事は良い事だとは思いますが、やはりそれより前からというのがある程度必要になってくると思うので、出来ればもうちょっと保健センターだとかですね、保育園や何かの人達にも啓発しながら配っていただいて、本当は、個人的には妊娠されたお母さんから持っていていただくのが1番、全員に持たせても良いぐらいのものだと思っているんですけど、中々直ぐにはいかないとしても、徐々に年齢を下の方に下げていただくと、その方が、活用の幅が広がって必要なことが上手くいくんじゃないかと思っておりますので、是非御検討下さい。宜しくお願いします。

(葉石会長)

ありがとうございます。ちょっと確認なんですけれども、今色々御指摘いただいたんですけども、先程スケジュールの確認があつて、そちらで庁内関係課への照会・意見募集というのはスケジュールに書いてあったんですが、今日この場を逃した後に、委員から気が付いた点というのを伝える期間というのはこのこと同じ辺りを考えてもよろしいでしょうか、いかがですか。

(事務局)

この場では出なかった意見も後ほど、委員の皆様から幅広くお伺いしたいと思います。随時お伺いしたいところなんですけど、スケジュールもごございますので、可能であれば、庁内で確認を取る前にでも、委員の皆様へ、改めて御意見ございませんかという事で、通知をお出しする等していきたいと考えておりますので、如何でしょうか。

(葉石会長)

この委員会の後、皆さんに意見聴取をするための御案内をいただけるということで、大丈夫でしょうか。特に、異論がないかと思っておりますので、その様にしたいと思っております。もちろん、この場でお気付きの点を今おっしゃっていただければと思っておりますので、如何でしょうか。

はい、小島委員お願いします。

(小島委員)

埼玉親の会「麦」の小島です。使い方なんですけれども、本当にしっかり作った人は小さい時からかな

りファイルの量が溜まって、分厚いものになると思うんですけども、使い勝手として、例えば、高校生ぐらいになった時に、赤ちゃんの時の記録とか、そういうのは要らないんじゃないかとか、そういうのがあると思うので、どこかに子どもの説明をする時に必要と思えるものだけ、見せて使うという、ルーズリーフのようになっているとことなので、必要な分だけ持って、子どもの説明に使えるというような、使い勝手を良くする工夫みたいなものを、どこかにちょっと記載があっても良いのかなと思いました。以上です。

(葉石会長)

ありがとうございます。そうですね、この使い方ガイドブック自体も綴じこんでおいた方が当然、いいなと思いますし、色んな検査を受けたりしていくとそういったものも量がかさばっていく事かと思えますので、その辺をどういうふうに使っていくと効率的に使えるか、という事なんかの御案内もあるといいんじゃないか、という事ですね。よろしくお願ひいたします。

他如何でしょうか。はい、長谷部委員お願ひいたします。

(長谷部委員)

はい。支援シートなんですけども、これはどの位の頻度で記入するものなのかという事が質問なんですけども、もし頻回に記入するのであれば、支援シートの何処かに作成日時などを入れられると良いのかなという所です。そう言った日付を入れる事によって、半年前まで出来なかったけど今は出来るようになったとか、振り返るための資料としてすごく分かりやすくなるのではないかなと思っていますけど、如何でしょうか。

(葉石会長)

はい。その場合はこの支援シート、ちょっとこう複数枚入れておくと良いんでしょうかね。

例えば個別の指導計画などを見ますと、少なくとも1年に1回は書き直す。で支援計画になると3年に1回とかですね、そう言った頻度というのが大体目安としてあるかと思ひます。小さい頃にですね、どれ位の頻度で書くと、より具体的に実態を捉えやすいかという事はまた考え別にあるかもしれませんが、おっしゃっていただいたような点も御公表いただけるとありがたいと思ひます。他如何でしょうか。

はい、竹田委員お願ひします。

(竹田委員)

はい、埼玉県自閉症協会の竹田です。まずですね、この潤いファイルの、支援計画とあるこの物自体と、それからその成人版というのが別にあると思うんですけど、何故これが一緒ではないのかというところ、作った協議会が元々違うというのは分かっているんですけども、私達の子も達、一貫した継続的な支援が必要な子ども達だということで、それは学齢で途切れるわけではないと私達は思っているのですが。もちろん、実際の使用に当たっては、先ほど小島さんの方からお話にあったように、あまり分厚いものをこう持っていったら現実的ではないので、必要な部分のみ持っていく必要性はもちろんあると思ひし、それでいいかなと思うんですけども、まずここで既に分かれた状態でそのままというのが何でなのかな、何で一緒にしないのかなというように思ひます。

今回この潤いファイル、色々資料を送っていただきましたけど、成人版についてはやっぱり無かったので、私もホームページの方から引っ張ってきて、見せていただきました。成人版の潤いファイルの中に元々入っていてもいいんじゃないのかなって、素朴な疑問として思ったんですけど、そこは如何かなという所がまず1点。

それから、潤いファイルを受け取れる場所ですよ。先程調査の結果、というので教えていただきましたけれども、もう少し何か色んな所で受け取れていいんじゃないかなというふうに思ったりします。保護者からは、結構「就学相談の時に受け取りました」、その就学相談を私は受けてないという人は「貰ってません」という形になってるケースをよく聞くので、もっと何かいろいろな、例えば保健センターとかもそうですし、もっともっていろいろな所で受け取れると良いのにな、と思う所があります。

それと、潤いファイルの中に、理解シートっていうのがあると思うんですけど、1ページ目の理解シートです。これは将来に向けての本人の願ひとか保護者の願ひとか、本人の好きなこと苦手なこととか、こんなサポートがあればといったことを書くようなシートになっているんですけど、年齢が変わってくれば当然変わってくる事なので、ライフステージごとにある支援シートを書く時に、それぞれ1枚ずつ、全部入った方が良くないかな、という気がします。

それから、潤いファイルのP2の所に、支援シートについての説明が星マークで書いてあって、※で「特

別支援学級・特別支援学校等で使用している様式がある場合は、その様式で作成し、挟んでください」とあり、ガイドブック素案の方では「この支援シートは個別の教育支援計画と個別の指導計画に変えることができます。」と書いてあります。どちらでも良いんですよという事をお伝えしたいんだと思いますけれども、保護者の方々は、これは非常に混乱するんじゃないかなって思うところと、県立の特別支援学校に通われている方とかもいるので、そうなった時に「個別の教育支援計画と個別の支援計画としてこのシートが使えますよ」、というのは多分無理かなというふうに思ったりするんですが、その辺りが県の方とも話が付いているのかどうか、という所もちょっと心配になったりしたので、もう1度確認をしていただけたらと思うのですが、よろしくをお願いします。

(葉石会長)

はい、ありがとうございました。3点大きく分けてあったかと思いますが、最後の所なんかは教育委員会のお話もお伺い出来ればいいのかと思いますけど、どうでしょう。まず事務局から、お答えいただける点ありましたらお願いします。

(事務局)

まず1点目の成人期の部分については、御指摘の通りですが、作成していた協議会が違うというところで、今回協議の場にもってこることができず参考としてつけておくであるとか、切れ目の無い支援の中では必要になってくると思いますので、今後、意見については伝えるだけになってしまうかもしれないですが、こういった場には、資料として提供していくであるとか、検討していく必要があると思いますので、御意見ありがとうございます。

続きまして2点目の理解シートと支援シートの件ですね。こちらについては、やはり、併せて記載していただきたいという我々の思いもございます。つづり方というか編集の仕方という所で、もう少しわかりやすくという御意見だと思いますので、検討してより良い方向、書きやすい方向というか、使いやすい方法をですね、編集の段階で考えていきたいと思います。また使い方ガイドもわかりやすくなるようにですね、そういったアドバイス、御意見について盛り込んでいけたらなと考えております。

それから3点目の支援計画等のどのような様式でもというところで、正直、調整等までは及んでいないのですが、我々としては、改めて書くものよりも既にあるものがあれば、代用いただきたいという主旨で作ったものです。ただ、こうすることで、御本人や御家族が混乱するようであれば、書き方も含めて、もう少し検討するところはあるとは思いますが、改めて見直したうえで、混乱の無いように、突合するであるとか、整理するであるとか、という事はやっていきたいなというように思っております。事務局からは以上になります。

(葉石会長)

はい、ありがとうございました。とりあえず事務局からお返事いただいた点について竹田委員、大丈夫でしょうか。

(竹田委員)

はい、色々ありがとうございます。

後は受け取れる場所をもう少し何か色んな場所で受け取れたらいいのになと。

(葉石会長)

そうですね。はい。

(竹田委員)

御検討いただけるのであれば大丈夫です。

(葉石会長)

はい。後は、個別の指導計画を変えるような件ですが、ちょっとこれは私が誤解してるとあれなんですけど、「潤いファイルの方は本人・家族が管理します」とありますので、記入なんかも家族主導で行われると思うんですね。一方で、個別の指導計画・支援計画の方は学校が主導となって作るもの、という事なので、なんかそこのやり取りってそう簡単にいくのかっていうと、説明が十分ないとやっぱり上手いかなんじゃないかと思う所もあります。ちょっと急で申し訳ないんですが、野上委員、何かこの点について、使い方上工夫が必要かなという御指摘がありますけれども、如何でしょうか。

(野上委員)

はい、教育委員会からです。個別の指導計画や、個別の教育支援計画につきましては、もちろん教師が書く事にはなるんですけども、基本的には保護者の方ですね、相談したりしながら、共通理解を図って記入しておりますので、全く知らないものが書かれているという事にはなっておりませんので、保護者の方も同意のもとで作られるという所は認識しているところです。

(葉石会長)

ありがとうございました。そうしましたら、後は保護者の方から、同じような内容だからということで個別の指導計画や支援計画と兼ねたいと言った御要望があった時に、そういう話は聞いてないというような事が無いように、情報共有をしておいていただければと思います。

今、この書類を変えるという件について、教育委員会からもコメントいただきましたけれども、竹田委員如何でしょう。後、重ねて何か御要望ございますでしょうか。

(竹田委員)

ありがとうございます。後ちょっとわからないなと思ってお聞きしたいのが1点あるんですが、理解シートの2ページ目、P2ですね。就学相談の記録Aというのがあると思うんですけど、これは発達障害についてという事を念頭に置いて、のシートなんですか。その次のページの理解シートP3というのを見ると、視覚それから聴覚、肢体というように3種の障害についての記録があるので、こちらの2ページ目の就学相談の記録Aの方が発達について、という事を想定しているのかな、というように思うんですけど、ここには発達障害についてみたい障害についての記述とかは一切入ってないので、そのところをちょっとお聞きしたいなと思っ、分かる方教えていただければと思うのですが。

(葉石会長)

ありがとうございます。一応ですね、使い方ガイドブック素案のP5に、理解シートについては、特別支援教育相談センターでの就学相談の際に担当者と一緒に作成しますとありますので、その場での説明も受けられると思いますが、如何でしょうか。

事務局から何かありますでしょうか。

(事務局)

はい。内容的にはその当時、発達障害に限らない部分も含んでおまして、就学においては、その時に心配な事や配慮の必要な事についてチェックをしていくという事で考えておりますので、発達障害に特化したという点以外の項目も含まれてございます。

(葉石会長)

はい。そうすると、どういったニーズに対しても、一応一通りこれを総合的に書く事で、状態を把握してもらおうと、そういう主旨でよろしいですか。

はい、ありがとうございます。

よろしいでしょうか。これは取りまとめて、今は録音もしてしますので、收拾はつくはずだと思いますけれども、沢山色々な御意見が出ておりますので、後々まとめの方をよろしく願いいたします。

先程言いましたように、この会が終わった後にもまた、御意見出していただく機会を設けていただける事になりましたが、如何でしょう。この場で聞いておきたいという点があれば、確認をもう少ししたいと思いますが、よろしいでしょうか。

はい。それではですね、こちらについては以上としたいと思います、よろしいですかね。

ありがとうございました。それではですね、議題の2については以上としたいと思います。

【書面参加委員からの意見】

<黒田委員>

・潤いファイルは大変重要な取り組みですが、普及が課題と聞いています。最近の利用者数の推移等データがあれば、後程で結構ですので教えて下さい。

→10ページ、西村委員への回答を御参照ください。

・将来的には、潤いファイルを電子化し、学校～家庭～関係機関の情報共有をさらに効果的・効率的に

していく事も検討して頂きたいと思います。情報の取扱い等の課題はあるかと思いますが、一部自治体（東京都日野市の「かしのきシート」等）では、既に電子化に取り組まれているとの話も伺ったことがあるので、まずは先進自治体の情報を集めるなど可能なところから進めて頂きたいと思います。

3 その他

（事務局）

それでは「その他」障害者差別解消法の改正について御説明いたします。障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律、いわゆる障害者差別解消法の改正について御報告いたします。

資料3を御覧ください。

障害者差別解消法は、6月4日付けで改正、公布されました。施行日については、3年以内とされており、今後政令で定められることとなります。

本市のノーマライゼーション条例に関わる大きな改正点といたしましては、これまで、事業者（これは官公庁を除く、民間の事業者を指しますが）の合理的配慮の提供については、雇用分野を除き、努力義務であったところ、義務化されたこととございます。これに伴い、本市のノーマライゼーション条例においても、関連条項について改正の必要性を検討することとなります。

なお、改正法の施行日が未定であることから、条例改正を行うにしても時期はまだ決まっておりません。今後の動きにつきましては、本協議会においても報告してまいります。その他の改正の概要につきましては、資料を添付してございますので、後ほど御確認いただきますようお願いいたします。

なお、法改正の施行までの期間を利用し、法改正の周知と併せて、今年度より、障害のある方が日頃から利用するスーパーマーケットや金融機関などの事業者に対し、合理的配慮の好事例を周知する予定でございます。

差別解消法の改正に関する報告は以上でございます。

（葉石会長）

はい。御報告ありがとうございます。これについては、特に質問等無いかと思うのですが、よろしいでしょうか。

はい。それでは他に、その他について議題をお持ちの方いらっしゃいますでしょうか。

はい、西村委員お願いいたします。

（西村委員）

はい。事前に事務局の方には出ささせていただいたんですけど、以前から何回かちょっとお伺いしてた事があるんですが、さいたま市では小学校等で保護者が、自分の子どもが発達障害などではないかなと思った際に、具体的に誰に相談して、どのような対応の形を取っているのかというのを、図や何かで示していただきたい。結構未だにですね、学校で相談しても上手くいかないからという事で、お電話がかかってきて、相談に来られる方がいらっしゃるの、学校で具体的にどうされてるのかというのを教えていただきたいというのを事前にちょっと御連絡させていただいたのですが、如何でしょうか。

（葉石会長）

はい、事務局からお願いいたします。

（事務局）

はい、事務局です。画面の方にはですね、ちょっと共有で表示させていただいたんですが、こちら図ではなく、表のような形の所もあるんですが、参考といたしまして今あるもので提示をさせていただきます。保護者のための相談ガイド、こちらを画面に共有させていただいております。

学齢期の場合、相談できる窓口といたしまして、各区役所の支援課をはじめとしまして、子ども家庭総合センターのなんでも子ども相談窓口や、児童相談所や家庭児童相談室などの児童分野の相談機関、特別支援教育相談センターや教育相談室等の教育分野の相談機関がございます。相談先が複数あることから、保護者が現に抱えている困り事次第で、最初の相談先として区役所へ相談に行くのか、担任の先生に相談するのか等、ケースバイケースという所になりますが、各機関では、その機関が主となって支援したり、関連の機関とも連携を取り合って支援していく他、御相談の内容次第では、より専門的な機関へ繋ぎ合わせる、などの対応を取っているところとございます。先生のクリニックへ受診される患者様の中には、どの窓口で相談したら良いかわからないと困っている方がいらっしゃる事と存じております。私どもとい

たしましても、これ以外にもある市民向けの周知物を今後工夫して行って、より分かりやすく周知する事に努めて参りたいと思っております。説明は以上になります。

(葉石会長)

ありがとうございます。西村委員、如何でしょうか。

(西村委員)

結局親御さんはですね、各区にどうこうというよりはまず普通学校で何かあれば担任であるとか、東京都だったりすると教頭だったり、という事になると思うんですけど、そういう学校内でまず何処に相談するのか、カウンセラーや何か毎日ではなくともいるようなんですけど、まず学校内でどんなふうになっていて、それからそういう各区であるとか、教育委員会や何か主催するような所に相談に行くような形が普通だと思うんですけど、学校内でちゃんとどうなってるのかというのが、どうもお母さん達の話からすると、相談しても上手くいかないような事があるみたいなので、その辺を何かもう少し具体的にですね、やっていただかないといつまで経ってもせっかく市としては用意してるのかもしれませんが、そういった所まで繋がってないのではないかと。また、じゃあそういった所に行った人が、実際さくら草とかひまわりが今、学童期診たくても診れないような状況になってると思うんですけど、病院や何かだったら具体的に、さいたま市としては何処に皆さん行ってるのでしょうか。2点教えてください。

(葉石会長)

はい、よろしいですか。

(事務局)

学校内でのそういう所でもございますが、とりあえず今、さいたま市として作っているのが先ほど御提示しました、こちらの相談ガイドの方になりまして、学校内でも個々個別、色々おありだと思いますので、まず体制的なところとしてはこれを整えていくという所には、もうちょっと工夫をしていこうというふうには考えているところでございます。また、医療機関につきましては、申し訳ございません、情報を持ち合わせておらず、こちらでは今のところお答え出来ないところです。

(西村委員)

ありがとうございます。ただ、是非ですね、医療機関も含めて整備しないとですね、いつまで経ってもなかなか、お母さん達が困ってるのはいつもの事なので、そういったものも含めて、やっぱりもうちょっと、学校内でどうするかという事は、教育委員会とも相談しながらですね、やっていただかないと現実問題として、ずっと引っ張ってる感じであるので、是非その辺もう少し力を入れていただければと思います。よろしくお願いします。

で、後は保育園、幼稚園でもどうなっているか、というのは1回この機会に見直していただけるとさっきの潤いファイルや何かにも繋がっていくのではないかなと思いましたので、今後ともよろしく願いいたします。

(葉石会長)

はい、ありがとうございます。恐らく自分の子どもが発達障害ではないかというようなことについて、少し疑問を持たれるというような事が問題になるのかなと思うんですね。そういった事で言いますと、通常の学校の通常の学級の先生方は、特別支援教育の専門性が低い状態というのが相変わらず続いておりますので、そこでなかなか上手く繋ぐという事になっていかない、というような所は問題としてあるのかなというふうに思います。

というふうに私が無責任に言ってもあれなんですけど、教育委員会の方から補足いただける点がございますでしょうか。

(野上委員)

はい、教育委員会からです。先程の話の中でもありましたが、やはり支援を考える際には、とにかく担任の先生に、「困っていることがあって支援が必要だと言う場合には、学校に相談して下さい、担任に。」というふうには言っています。

担任以外にもですね、特別支援教育コーディネーターですとか、管理職、スクールカウンセラー、スク

ールソーシャルワーカー、様々な立場の方がいますので、相談しやすい方ですね、窓口広げて、どの立場の方にも、相談しやすい人にといいことで、間口は広げてる所でございます。それから、先ほど葉石先生の話にもあったんですけども、通常の学級の先生達ですね、今は非常に特別支援教育に対しての研修等も積極的に行っておりますので、それほどですね、専門性が無いというわけではないので、今一生懸命研修をしているところでございますので、御承知おきください。

(葉石会長)

ありがとうございます。失礼いたしました。では、恐らく整備されている仕組みに繋ぐという所が、学校からの繋ぎですね、そこのところは上手く機能しないケースというのが西村先生のところで特に気になってらっしゃると思いますので、改めてそういったような所を上手に繋いでいく仕組みについて、教育委員会と協力してまた考えさせていただければと思います。機会を見てですね。他、西村先生よろしいでしょうか。

(西村委員)

はい、ありがとうございます。よろしく申し上げます。

(葉石会長)

はい。それではですね、後1点、私からですけども、このコロナの状況が続くのかなと思いつながら、いい加減終わるのかなという楽観も最初の頃はあったかと思いつんですけども、そういう状況が見られない中で、対面で会える機会自体が持てない状況が続いていることと思いつます。

そこで、サービス利用に関して、何かそれがしにくいであるとか、それをどうしてもこう、控えてしまつてるような状況がないかなという事が気になっておりました。そういったような事について、何か事務局で把握していることがありましたら教えていただければと思いつます。如何でしょうか。

(事務局)

今は、相談の現場で委員でいらっしゃる長谷部委員もいらっしゃるので、相談の現状、なかなか対面で会いづらいようなコロナ禍のところもあると思いつますので、ちょっといただければと思いつているのですが、よろしいでしょうか、お願いします。

(長谷部委員)

はい、桜区の障害者生活支援センターの長谷部と申します。コロナ禍でも、計画相談のモニタリングは、対面で行わなければいけないという事で、グループホームなど、御本人が暮らして居る場については、コロナ禍ということで訪問が難しい場合があるんですね。そういった場合、本人と面談する手段としてオンラインを使ったことがありました。普段、本人が暮らして居る場に相談員として第三者が訪問して御本人に緊張感を与えるよりも、オンラインを活用する事によって、御本人が緊張せずに普段の面談より話を沢山してくれただという事例がありました。必ずしも訪問して話を聞くという手段だけでは無く、オンラインを活用する事で、御本人のニーズを引き出しやすいという事が分かりまして、コロナが収束した後でも上手く活用していければと思いつていたりします。

(葉石会長)

ありがとうございます。大学でも、授業に出て来るよりは、オンラインの方が出席しやすいという風な事を言う学生も若干いたりしてですね、良い所を引き継いで今後も使っていければいいかなというふうに思いつているのですが、どうも情報提供ありがとうございます。

それでは他に、その他について何かお持ちの方いらっしゃいますでしょうか。

はい、西村先生お願いします。

(西村委員)

すみません。あの、サービスという点ではですね、やっぱりあのコロナでですね、保健センター等での育児相談、その他がどうしても止まってしまうような形が多いようで、お母さん達が育児の事で悩んだ時に相談する所がなく、当院の近くにはあそばれつとがあるんですけど、あそばれつともなかなか行けないとか、そう言つた事で困られてて、コロナがあるので、なかなかそういったところでやる事が難しいにしても、こまめにですね、色々お母さんの相談にのれるような場所を上手く広報や何かで、していただけると助かりますので、是非さいたま市の方よろしくお願いついたします。

(葉石会長)

はい、ありがとうございました。それでは、他はよろしいでしょうか。

それでは、決められた議事については、以上となりますので、進行を事務局にお返ししたいと思います。ありがとうございました。

4 閉 会

(事務局)

本日は長時間にわたり貴重な御意見を頂戴いたしまして、誠にありがとうございました。また、本日いただいた御意見の他に、また後日、皆さまから御意見をお伺いしたこともですね、また踏まえながら、今後様々な事業展開して参りたいと思いますので、皆さまどうぞよろしくお願ひしたいと思います。

それから次回の日程でございますが、来年3月17日(木)にオンラインでの開催を予定しております。詳細につきましては、決まり次第改めてお知らせさせていただきますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、以上をもちまして、「令和3年度第1回さいたま市発達障害者支援地域協議会」を閉会とさせていただきます。

委員の皆様には会の進行に御協力いただきまして、誠にありがとうございました。